

令和 8 年 7 月 8 日

取扱業者 御中

支出負担行為担当官
鹿児島県警察会計担当官 岩瀬 聡

オープンカウンター方式による随意契約の実施について
下記の案件について、オープンカウンター方式による随意契約を実施いたします。

記

- 1 見積事項
標的枠の購入
(詳細は、別紙のとおり)
- 2 見積書提出期限等
令和 8 年 8 月 3 日 (月) 午後 2 時
- 3 納入期限
令和 9 年 1 月 22 日 (金)
- 4 見積書提出場所
鹿児島県警察本部警務部会計課
- 5 納入場所
鹿児島県警察学校
- 6 見積書提出方法
 - (1) 押印した見積書を提出する場合
郵送又は手渡し
 - (2) 押印を省略した見積書を提出する場合
電子メール (PDF 形式のみ)、FAX、郵送又は手渡しのいずれか
電子メール又は FAX により提出する場合には、送付時に担当者へ電話連絡をお願いします。
- 7 留意事項
 - (1) 見積金額には、消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。
 - (2) 見積書には、所在地、商号名及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
押印を省略する場合は、発行責任者と担当者の役職、氏名 (フルネーム) 及び連絡先 (固定電話番号) を記載すること。
 - (3) 契約予定業者は、見積書提出後に発注者から指示があった場合、請書等を速やかに提出すること。
- 8 その他
当該契約については、見積書の提出をもって別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとします。

連絡先

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島県警察本部 会計課 調度係
TEL 099-206-0110 内線 2233
FAX 099-206-5560
MAIL kp-kai@pref.kagoshima.lg.jp

別紙

[illegible]

見 積 書					
一金 円也					
内 訳	品 名	品 質 形 状	数 量	単 位	備 考
	標的枠	仕様書のとおり	12	個	
納入期限	令和 9 年 1 月 22 日		納入場所	鹿児島県警察学校	
上記のとおり見積します。 令和 年 月 日 鹿児島県警察会計担当官 殿 住所 氏名					
注) 見積金額は、消費税及び地方消費税込みの金額を記載するものとする。					

【発行責任者及び担当者】

- ・ 責任者
- ・ 担当者

鹿児島県警仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、鹿児島県警察において調達する標的枠について規定する。

2 標的枠の仕様

鹿児島県警察学校の射撃場に設置してある基本射撃訓練装置（天井走行）の走行台車に取り付け、標的を取り付けて使用するものとする。

3 形状及び寸法

別図のとおりとする。

標的のサイズは750 mm×750 mmである。

標的装着時に、標的の中心から床までの高さを1500 mmとし、シャフトのピンの中心から標的の中心までを745 mmとする。また。標的の取り外しが容易にできるようにする。

標的枠の材質については、弾頭が貫通しても飛散しない硬質ダンボール等とする。

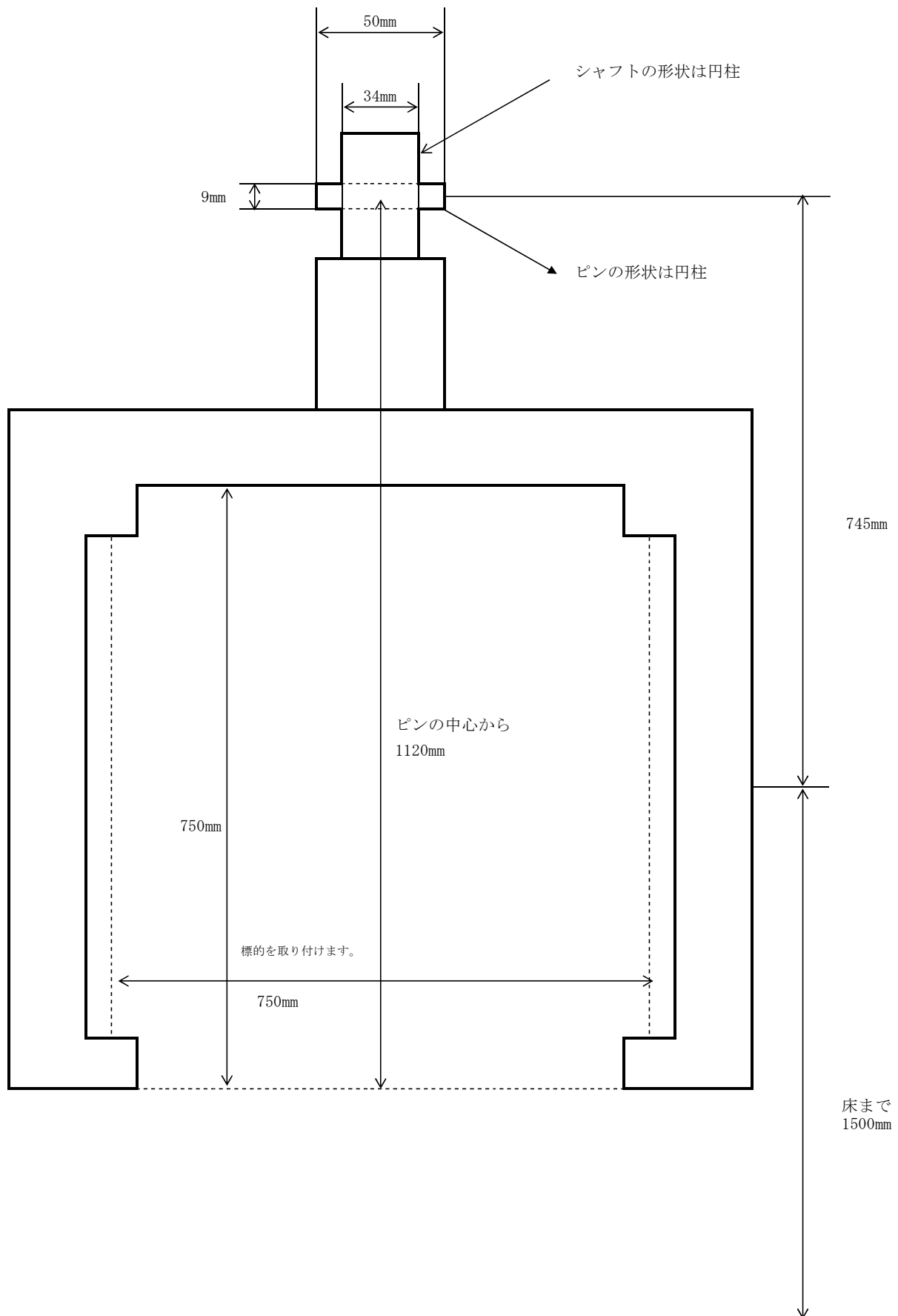
シャフトについては、回転等に耐えられる木製等とし、シャフトに取り付けるピンについては、回転等に耐えられる金属製とする。

4 その他

標的枠を取り付ける走行台車については、「榑野村総合研究所」設計のものであるが、図面等確認する場合は、鹿児島県警察学校に確認すること。

本仕様書に記載のない点、不明な点については、鹿児島県警察学校の指示を得ること。

標的枠 鹿児島県警仕様



暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。

また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて鹿児島県警察又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。